平成２３年（フ）第４２８３号
大阪府吹田市岸部南２丁目35番５号
債務者　河野千佐子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８８号
大阪府吹田市原町４丁目22番２―501号
債務者　西川　潤子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８９号
大阪市平野区背戸口１丁目14番４―401号
債務者　堀端壽美子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９６号
大阪市東住吉区湯里１丁目４番15号
債務者　庄野起代こと　庄野千鶴子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４３号
北海道江別市文京台南町39番地の３
債務者　池田　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２号
群馬県高崎市中泉町127番地１　カベホームズⅥ100号
債務者　岩崎　保夫
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９３号
群馬県高崎市中泉町664番地５　ハイツＲ＆Ｎ―Ｂ202号
債務者　羽鳥　敬次
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６５６号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地２―101
債務者　吉田　キミ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２６号
埼玉県川口市元郷１―32―７　ファミリーメゾン213号室、住民票上の住所さいたま市大宮区北袋町１丁目167番地４
債務者　宮川　和子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
埼玉県川口市大字安行慈林568番地の７　長妻方
債務者　福原　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３０号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目41番地ルネ・グランガーデン724
債務者　板屋　真美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　６―304
債務者　古沢眞由美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９４号
埼玉県川越市大字福田４番地１、前住所埼玉県春日部市牛島402番地３
債務者　林　　いと
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０３号
埼玉県所沢市けやき台２丁目13番地の１　真船ハイツ203
債務者　齊藤かよ子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３１号
埼玉県川越市砂新田１丁目18番地13　人見荘
債務者　茂手木　博
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６１号
埼玉県東松山市大字東平1417番地１　コスモ東松山628
債務者　関根　君子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県山武郡芝山町山田207番地５
債務者　霞　　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
千葉県山武郡横芝光町栗山553番地10
債務者　實川　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係